

平和と暮らしを守るわれわれの運動 — 憲法施行70年を迎えて —

17年度は日本国憲法施行70年にあたります。平和を守る多彩な活動を、草の根から進めている私たちは、平和を願う多くの人たちと連帯し、「戦争する国づくり」を止めさせ、「平和な世界

をさらに押し進めるため」、仲間の輪をさらに広げ、不正を許さない取り組みを全力で進める必要があります。17年度は以下の4つの柱をもとに取り組みを強化します。

- ①憲法改悪阻止
- ②沖縄に連帯して、辺野古新基地建設反対にとりくみ
- ③東海第二原発の再稼働・20年稼働延長を許さず
- ④要求を実現する強大な組織と会員の拡大

【国際・国内情勢は日本平和新聞 2017年4月25日・5月5日合併号を参照します】



7 要求を実現する県平和委員会の組織の強化・拡大をはかります

全県で、毎月5人以上の新しい仲間を作り出します。新しい地域・職場組織を結成します。また日本平和新聞の購読を、会員数の5割を実現します。

8 憲法破壊、戦争する国づくりの根源に安保条約

戦争する国をめざす安倍政権の背景に安保条約があります。

具体的な取り組み

1 憲法「改正」を阻止し、「戦争法廃止」「共謀罪廃案」にとりくみます。

2 核兵器廃絶と東海第二原発廃炉にとりくみます。

1. 「核兵器廃絶の国際署名」に取り組みます。
2. 東海村民と共同して、「東海第二原発廃炉」のとりくみを強化します。
 - (1) 20年稼働延長署名に取りくみます。
 - (2) 村内宣伝行動を継続します。一毎週水曜日・毎月第二日曜日、午後2時から
 - (3) 東海第二原発廃炉のための資金として「ワンコイン・カンパ」を進めます。
 - (4) 東海村内に、ポスター貼りだしを継続します。
 - (5) 8月の東海村内大集会（仮称）に、実行委員会として参加します。
 - (6) 東海村市長選挙へ積極的に対応します。



次ページへ

つづく

1 憲法「改正」阻止と立憲主義回復のとりくみ

改憲勢力が衆議院・参議院とも3分の2以上を占める国会の状況のなか、安倍首相は唐突に「憲法9条に3項を新設し、自衛隊を明記する。20年にまでに行う」と発言しました。九条改憲反対は国民の圧倒的多数です。憲法改悪を許さず、戦争法廃止と共謀罪阻止の取り組みをすすめます。

2 「茨城県市民連合」が結成されて1年を迎えました

茨城県衆議院選挙7区中、1区・3区・6区に地域市民連合が結成されました。9月に県知事選と東海村村長選があります。住民本の県政に変えるチャンスです。

3 自治体への平和行政推進要請行動を進めます

県と、県内全44自治体が、「非核平和都市宣言」を採択し、県内全44自治体首長は「平和首長会議」に参加しています。これらの情勢を背景に核兵器廃絶の具体的な行動を首長に要請します。広島・長崎への平和大使派遣を要請（現在1自治体で実施）し、市町村による自衛隊適齢者名簿作成協力や住民基本台帳の閲覧許可を止めさせるなど、自治体による兵士づくりへの協力をやめさせます。

4 沖縄の普天間基地撤去させ、辺野古新基地移設を止めさせます

辺野古新基地建設を沖縄県民と連帯して中止させる運動を進め、茨城県内でも、沖縄連帯15日行動をすすめます。

5 核兵器廃絶と原発廃止にとりくみます

核廃絶の動きと新しい国際署名を1人10筆以上をやり切ります。首長から「肩書き署名」協力依頼と、市として実行ある取りくみ要請行動を行います。

6 老朽化した東海第二原発の再稼働、20年稼働延長を許しません

再稼働の準備を進める日本原電と態度をあいまいにする県と立地自治体の東海村。原子力規制委員会は「原発の稼働を原則40年」を守るべきです。東海第二原発は2018年11月で40年になり、廃炉にしなければなりません。例外規定で20年延長するには17年8月28日～11月28日までの3ヶ月間に申請することが必要です。地域の人たちや他団体と連帯し、反対運動をすすめます。



前ページからのつづき

3. 沖縄支援のとりくみ

1. 映画「標的の村」「戦場（いくさば）ぬとどみ」「かぜかたか 標的の島」の上映に取り組みます。
2. 毎月、沖縄連帯15日行動を茨城県内で開催します。

4. 組織の拡大と強化

1. 仲間づくり・組織づくりを強化します。
2. 「平和かわら版」（県平和委員会の機関紙）をさらに充実します。
3. 「日本平和新聞」と「平和運動」（理論誌）の読者拡大します。
4. 地域や職場での運動を前進させます。
 - (1) 平和施設、基地や戦跡見学、他県の平和委員会との交流に取り組みます。
 - (2) 役員会を定例化し、年1回の総会を開催します。
4. 財政の確立をすすめます。
 - (1) 会費でまかなえる財政確立を進めます。
 - (2) 基金を充実させます。
5. 地域活動の強化のため、地域を6つのグループに分けてきめ細かな運動を進めます。
 - ・ 県南Ⅰ（土浦・石岡・つくば周辺）
 - ・ 県南Ⅱ（取手・龍ヶ崎周辺）
 - ・ 県西（古河・結城・筑西周辺）
 - ・ 県央（水戸・笠間・大洗周辺）
 - ・ 県北（那珂～北茨城・常陸太田・常陸大宮周辺）
 - ・ 鹿行（鉾田～神栖周辺）

5. 百里基地反対、百里平和公園等の整備のとりくみ

1. 百里基地への監視行動、抗議行動等の反対運動を強化します。
2. 百里平和公園の整備を現地と共同で進めます。
3. 百里基地反対運動の歴史を学びます。

6. 夏の取り組み

1. 県内平和行進に積極手的に参加します。
2. 原水爆禁止世界大会：広島（8月4日～6日）長崎（8月8日～9日）への参加

3. 戦争と平和を考える特別月間（7月～8月）に平和パネル展を開催します。

- (1) 地域でのパネル作成、事務局も新しいパネル作成を進めます。
- (2) 「戦争立法反対」の大型チラシ（B4版）を作成します。各会で活用します。



7. 秋から冬のとりくみ

- (1) 県内平和宣伝行動に取り組みます。総がかり行動、市民連合との連帯を進めます。県内を6つのグループに分け、グループごとに連絡を取り合いながら取り組みます。
- (2) 新聞意見広告にとりくみます。
 - ・ 12月8日の「終戦記念日」を軸に掲載を進めます。
 - ・ 内容、掲載紙等については、常任理事会または理事会に提起します。
- (3) 「平和ワイン」の普及にとりくみます。
- (4) 日本平和大会へ参加します。⇒岩国市で開催されます。

8. 冬の取り組み

1. 百里初午まつりを成功させます。
2. 仲間づくり強化期間を設定し、取り組みを進めます。

9. 春のとりくみ

1. 活動交流集会（3月予定）を開催します。内容については、直近の常任理事会で決定します。
2. ビキニ・デー（3月1日）に代表を派遣します
3. 憲法フェスティバル（5月3日）の成功をめざします。
 - ・ 憲法改悪を許さない運動のとりくみと連動してすすめます。

10. 「9条の会」と協力・共同した取り組みを進めます。

- ・ 「九条の会県連絡会」は、茨城県市民連合の事務局団体となっています。

11. 百里平和公園管理のため「法人化」をすすめます。

2017年 第57回 茨城県母親大会 in 取手

とき 2017年 7月2日（日） 10:00～16:00

ところ 取手第一高等学校

▼受付 9:30～

▼分科会 10:00～12:30

▼全体会 13:15～16:00

記念講演：藤田 孝典さん（ソーシャルワーカー）

「子どもや若者、高齢者、

全世代に広がる貧困と格差

—私たちにできることは何か—

▼母親パレード 16:00～16:20

※どなたでも参加できます

資料代：1000円（高校生以下 無料）

昼食・上履き持参（軽食販売あり）

※見学分科会「取手東部の台地を巡る」と「とりて路古刹巡り」は定員各20名

6月18日（日）締切 FAX.029-824-8947



日本平和委員会定期大会は、 岡山県で開催されます！

とき：2017年6月10日（土）13:00～
11日（日）15:00

ところ：岡山県岡山市
勤労福祉センター 大会議室

参加を希望する方・詳細については
事務局（090-9821-0434）まで！